

令和 7 年度

鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化
判断比率及び鳥取市公営企業会計決算
に基づく資金不足比率審査意見書

鳥 取 市 監 査 委 員

鳥 監 第 4 9 号
令和8年8月24日

鳥取市長 深 澤 義 彦 様

鳥取市監査委員 浜 橋 正 教
鳥取市監査委員 岸 本 信 一
鳥取市監査委員 平 野 真 理 子

令和7年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化判断比率及び
公営企業会計決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条
第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和7年度鳥取市歳入
歳出決算等に基づく健全化判断比率及び公営企業会計決算に基づく資金不足比
率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次
のとおり意見を提出します。

目 次

令和 7 年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化判断比率審査意見

第 1	審査の対象	5
第 2	審査における主眼とする事項	5
第 3	審査の方法	5
第 4	審査の期間	5
第 5	審査の結果及び意見	5

令和 7 年度鳥取市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1	審査の対象	7
第 2	審査における主眼とする事項	7
第 3	審査の方法	7
第 4	審査の期間	7
第 5	審査の結果及び意見	7

令和7年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく 健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

第2 審査における主眼とする事項

鳥取市監査基準第4条第1項第14号に基づき、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを主眼として実施した。

第3 審査の方法

市長から審査に付された健全化判断比率が、法令に基づき適正に算定されているか、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に基づき適正に作成されているかについて審査した。

審査に当たっては、関係職員から説明を聴取するほか決算審査や例月の出納検査の結果も参考とした。

第4 審査の期間

- 1 実施期間 令和8年7月30日から8月17日まで
- 2 説明聴取 令和8年8月17日

第5 審査の結果及び意見

健全化判断比率は適正に算定されており、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認められた。

全ての指標において早期健全化基準を下回っており、財政の健全性は保たれている。

今後も将来を十分に見据えた健全な財政運営に努められたい。

(単位:%)

項 目	健全化判断比率	早期健全化基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	— (—)	11.25	「—」は△3.02(△3.84)
連結実質赤字比率	— (—)	16.25	「—」は△17.85(△20.60)
実 質 公 債 費 比 率	8.8 (9.0)	25.0	
将 来 負 担 比 率	67.0 (69.4)	350.0	

(注) 1 ()は前年度の数値を表示している。

2 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」を「—」で表示している。

令和 7 年度鳥取市公営企業会計決算に基づく 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見

第 1 審査の対象

- ①鳥取市水道事業会計資金不足比率
- ②鳥取市工業用水道事業会計資金不足比率
- ③鳥取市病院事業会計資金不足比率
- ④鳥取市下水道等事業会計資金不足比率
- ⑤鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計資金不足比率
- ⑥鳥取市温泉事業費特別会計資金不足比率
- ⑦鳥取市観光施設運営事業費特別会計資金不足比率
- ⑧鳥取市電気事業費特別会計資金不足比率

第 2 審査における主眼とする事項

鳥取市監査基準第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを主眼として実施した。

第 3 審査の方法

市長から審査に付された資金不足比率が、法令に基づき適正に算定されているか、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に基づき適正に作成されているかについて審査した。

審査に当たっては、関係職員から説明を聴取するほか決算審査や例月の出納検査の結果も参考とした。

第 4 審査の期間

- 1 実施期間 令和 8 年 7 月 30 日から 8 月 17 日まで
- 2 説明聴取 令和 8 年 8 月 17 日

第 5 審査の結果及び意見

資金不足比率は適正に算定されており、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認められた。

全ての公営企業会計において資金不足は生じていない。引き続き健全な財政運営に取り組まれない。

公営企業会計の名称		資金不足比率	経営健全化基準	備 考
法適用	水 道 事 業	—	20.0%	剰余額 2,185,684 千円
	工 業 用 水 道 事 業	—		剰余額 8,357 千円
	病 院 事 業	—		剰余額 1,943,755 千円
	下 水 道 等 事 業	—		剰余額 2,700,435 千円
法非適用	公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 費	—		剰余額 863 千円
	温 泉 事 業 費	—		剰余額 5,205 千円
	観 光 施 設 運 営 事 業 費	—		過不足なし
	電 気 事 業 費	—		剰余額 129 千円

(注) 資金不足が生じない場合は、「資金不足比率」を「—」で表示している。